

サル飼育用固形飼料（搬入を含む）

仕 様 書

滋賀医科大学会計課契約係

令和6年5月

TEL:077-548-2036

## 1. 調達背景及び目的

本学動物生命科学研究センターではカニクイザル・アカゲザルおよびニホンザルを飼育管理しているが、サル飼育用固形飼料を使用している。当該センターでは摂取効率向上ならびに給餌量の適正化、さらに動物福祉向上のため、サル給仕用に独自に開発したパズルフィーダーを使用している。

当該パズルフィーダーは給餌部分が15mm×15mmの網目状となっており、サルが網目部分に指を入れ、つかんだ飼料を齧り取る形で効率的な摂餌を可能としている。よって固形飼料の大きさが上記の網目よりも大きく、サルが1粒ずつ指で固定することが可能な形状の飼料を調達する必要がある。

## 2. 調達物品

サル飼育用固形飼料（搬入を含む）

## 3. 技術的要件の概要

- 3-1. 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- 3-2. 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- 3-3. 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札物品の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には、不合格となり、落札の対象から除外する。
- 3-4. 入札物品の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員が入札説明書で求める、入札物品に係る技術仕様書を含む提出資料の内容を審査して行う。

## 4. その他

### 4-1. 仕様に関する留意事項

- 4-1-1. 物品は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合には、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

### 4-2. 提案に関する留意事項

- 4-2-1. 提案に関しては、提案物品が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するのかを、要求要件ごとに具体的にわかりやすく、資料等を添付するなどして説明すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- 4-2-2. 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- 4-2-3. 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

## 別紙

### 調達物品に備えるべき技術的要件

#### (性能・機能に関する要件)

1. サル飼育用固形飼料は以下の要件を満たすこと。
  - 1-1. 飼料落下防止のため漏斗状になっているサル用パズルフィーダー飼料投入部を通過できるよう、球形状であること。
  - 1-2. 給餌部分(35mm×90mm×100mm)を満たしたときに、100g以上となること。
  - 1-3. 網目部分(15mm×15mm)から落下しないサイズであること。
  - 1-4. エネルギー値が100gあたり300kcalから400kcalであること。
  - 1-5. 成形法は発泡状であること。
  - 1-6. 飼料1粒の大きさは17mm×20mmの長方形を通過できるサイズであること。
  - 1-7. 水分・粗蛋白質・粗脂肪・粗繊維・粗灰分それぞれの栄養成分比が確認できること。
  - 1-8. ビタミンCを含有していること。
  - 1-9. 包装形態は、持ち運びがしやすいよう1包10kg程度とし、破れにくく処理しやすい紙製であること。

#### (性能・機能以外に関する要件)

2. その他
  - 2-1. 発注は随時本学職員が行い、1回あたりの納入数量はその都度指示するものとし、発注から10日以内に納入するものとする。
  - 2-2. 物品の納入期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日とする。
  - 2-3. 物品検収後6ヶ月以内あるいは表示された消費期限内に飼料に異常が発見された場合は無償で交換に応じること。